

## § 第八中学校区における中学校併設型小学校・小学校併設型中学校の 学校運営検討の進め方

### 1. スケジュール（予定）

	審議会の予定	予定案件	学校	備考
R5 年度	第1回諮問	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スケジュール</li> <li>・現状報告（3校比較、カルテたたき台）</li> <li>・その他</li> </ul>		
	第2回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校カルテ書式</li> <li>・学校特長（強み・課題）</li> <li>・R6年度：試行授業</li> </ul>		
R6 年度		・	オープンスクール	
	第3回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3校連携のしくみと体制（素案）</li> <li>・試行授業計画（報告）</li> </ul>	合同研修会 児童生徒会活動交流	
	第4回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育目標（素案）</li> <li>・教育カリキュラム（素案）</li> <li>・地域との関係、放課後学習ほか</li> </ul>	試行授業 校区人研（公開授業研究会）	
	第5回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校カルテ</li> <li>・校区グランドデザイン（素案）</li> <li>・校務分掌（素案）</li> <li>・学校運営計画（素案）</li> </ul>		
R7 年度		第八中学校学校運営のあり方（答申イメージ） <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校カルテ</li> </ul>	オープンスクール	
	第6回答申	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校区グラウンドデザイン</li> <li>・校務分掌</li> <li>・3校総合調整のしくみ</li> <li>・教育カリキュラム</li> </ul>	合同研修会 児童生徒会活動交流	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童・生徒指導計画</li> <li>・学校運営計画</li> <li>・地域、放課後活動ほか</li> </ul>	試行授業 校区人研（公開授業研究会）	
R8 年度	4月開校			

併設型の学校とは⇒学校教育法施行規則 抜粋

## 第二節 中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校

第79条の九 同一の設置者が設置する小学校(中学校連携型小学校を除く。)及び中学校(併設型中学校、小学校連携型中学校及び連携型中学校を除く。)においては、義務教育学校に準じて、小学校における教育と中学校における教育を一貫して施すことができる。

2 前項の規定により中学校における教育と一貫した教育を施す小学校(以下「中学校併設型小学校」という。)及び同項の規定により小学校における教育と一貫した教育を施す中学校(以下「小学校併設型中学校」という。)においては、小学校における教育と中学校における教育を一貫して施すためにふさわしい運営の仕組みを整えるものとする。

第79条の十 中学校併設型小学校の教育課程については、第四章に定めるもののほか、教育課程の基準の特例として文部科学大臣が別に定めるところによるものとする。

2 小学校併設型中学校の教育課程については、第五章に定めるもののほか、教育課程の基準の特例として文部科学大臣が別に定めるところによるものとする。

第七十九条の十一 中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校においては、小学校における教育と中学校における教育を一貫して施すため、設置者の定めるところにより、教育課程を編成するものとする。

第七十九条の十二 第七十九条の五第一項の規定は中学校併設型小学校に、同条第二項の規定は小学校併設型中学校に準用する。

【制度概要の比較】

【制度概要の比較】

	小中一貫教育の推進	中学校併設型小学校 ・小学校併設型中学校	義務教育学校
修業年限	小学校6年、中学校3年		9年 (前期課程6年+後期課程3年)
組織・運営	それぞれの学校に校長、教職員組織		一人の校長 一つの教職員組織
		<b>学校間の総合調整機能の強化 学校運営協議会等の連携強化</b>	
教育課程	子ども像を共有	<b>9年間の系統性等に配慮がなされた教育課程の編成 9年間の教育目標の設定</b>	
特例 指導内容入替・独自教科	文部科学大臣認定要	手続き不要	
設置手続き	条例	条例+ <b>(教育委員会が定める) 規則</b>	条例